

保健情報システム運用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健情報システム（以下「本システム」という。）の運用管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本システム 川崎市において別表に定める事業に関する保健情報の管理を支援するシステムをいう。

(2) 利用課 利用者が所属する課（課を置かない部に相当する所並びに課に相当する所及びセンターにあっては、当該所又はセンター）その他健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健所副所長・保健政策〕が指定する組織をいう。

(3) 利用者 本システム利用の権限を付与された者をいう。

(4) 情報資産 本システムで取り扱う情報をいう。

(保健情報システム総括者)

第3条 本システムの運用管理を行うため、保健情報システム総括者（以下「システム総括者」という。）を置き、健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健所副所長・保健政策〕をもって充てる。

2 システム総括者は、次の業務を指揮監督する。

(1) 本システムの運用管理に関すること。

(2) 本システムの保守に関すること。

(3) 本システムのセキュリティに関すること。

(4) 本システムの障害発生時における対応に関すること。

3 システム総括者は前項の業務を実施するに当たり、保健情報システム情報管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）及び保健情報システム利用責任者（以下「利用責任者」という。）を指揮監督する。

（保健情報システム管理者）

第4条 保健情報システム管理者（以下「システム管理者」という。）は、システム総括者を代理するほか、前条第2項各号に定める業務を行う。

2 システム管理者は、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長をもって充てる。

3 システム管理者は、その業務の実施を補佐するため、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課職員から保健情報システム運用担当者（以下「システム運用担当者」という。）を選任することができる。

（情報管理責任者）

第5条 情報資産の管理に関する責任者として、別表に定める情報管理責任者を設置する。

2 情報管理責任者は、情報資産に関する情報セキュリティの維持及び利用者の情報利用の可否判断を行う。

3 情報管理責任者は、前項の業務を実施するに当たっては、第10条第1項の規定によるほか、システム総括者が定める事項に従うこととする。

4 情報管理責任者は、その業務の実施を補佐するため、自らが所属する利用課のうち、保健情報システム情報管理担当者（以下「情報管理担当者」という。）を選任することができる。

（システム改修）

第6条 本システムの改修は、次の各号に定めるところにより決定を行う。

（1）情報管理責任者は、システム総括者の同意を得て、自らが管理する情報資産を取り扱う本システムの改修内容の決定を行う。

(2) 本システムの共通部分に関するシステム改修内容の決定は、関係する情報管理責任者との調整を行った上で、システム総括者が行う。

(3) システム総括者は、前各号に基づき決定した内容を総合的に勘案し、本システムの改修の決定を行う。

2 情報管理責任者は、前項第1号の決定を行うに当たっては、別表に規定する自らが取り扱う情報資産を除く情報資産を取り扱う本システムに改修を行う必要が生じた場合は、当該情報資産を取り扱う情報管理責任者にあらかじめ承認を得るものとする。

3 システム総括者及び情報管理責任者は、第1項第3号に基づき本システムの改修を行う場合は、情報システムの導入等に係る事務手続要綱（平成19年3月30日18川総シ企第1351号。以下「システム導入等事務手続要綱」という。）及びシステム総括者が別途定める事項に基づき、行わなければならない。

（システムの廃止）

第7条 別表に規定する情報資産を本システムで利用する必要がなくなったときは、本システムの廃止に向け、次の各号に定めるところにより決定等を行う。

(1) 情報管理責任者は、システム総括者の同意を得て、自らが管理する情報資産を取り扱う本システムの利用停止に関する決定及びそれに向けた必要な措置を講じなければならない。この場合において、情報管理責任者は、事前にシステム総括者に通知しなければならない。

(2) システム総括者は、前号に基づく通知の内容を総合的に勘案し、本システムの利用停止に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 情報管理責任者は、前項第1号の決定等を行うに当たっては、別表に規定する自らが取り扱う情報資産を除く情報資産を取り扱う本システムに影響が

生じる場合は、当該情報資産を取り扱う情報管理責任者にあらかじめ承認を得るものとする。

- 3 システム総括者及び情報管理責任者は、第1項各号に基づき必要な措置を講ずる場合は、システム導入等事務手続要綱及びシステム総括者が別に定める事項に従うこととする。

(利用責任者)

第8条 本システムの利用課には、本システムの利用に関する責任者として利用責任者を置く。

- 2 利用責任者は、原則として利用課の長をもって充てる。
- 3 利用責任者は、自らが所属する利用課のうち、本システムの利用者を指揮監督する。

(障害発生時の体制について)

第9条 情報管理責任者は、システム総括者が第3条第2項第4号に関する業務を実施するにあたり、即時に必要な情報が収集できるよう緊急連絡体制を整備しなければならない。

- 2 前項の規定による緊急連絡体制は、必要な情報の提供及び判断が行える職員を網羅するものでなければならない。

(セキュリティ管理)

第10条 情報管理責任者及び利用責任者は情報資産の取り扱いに関し、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号）、川崎市情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ対策マニュアルに基づき適正に管理しなければならない。

- 2 システム総括者は、システムの利用に当たって情報セキュリティ上問題があると判断したときは、情報管理責任者及び利用責任者に対しその改善を求めることができる。

(運用管理会議)

第 1 1 条 システム総括者は運用管理上調整及び報告案件等が生じたときは、必要に応じて情報管理責任者を招集し保健情報システム運用管理会議を開催する。

2 緊急を要する場合等は、持回りによって会議開催に代えることができる。

3 保健情報システム運用管理会議に、これを補佐するため保健情報システム運用管理担当者会議（以下、「運用管理担当者会議」という。）を置く。

4 前項の運用管理担当者会議は、情報管理担当者、システム運用担当者その他システム管理者が必要と認める者によって構成し、必要に応じてシステム管理者が招集する。

(その他必要な事項)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、本システムの運用管理について必要な事項はシステム総括者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 0 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業	情報資産	情報管理責任者
医事衛生	医事衛生に関する情報資産	健康福祉局保健医療政策部 医事・薬事課長
薬事衛生	薬事衛生に関する情報資産	
飼犬管理	飼犬管理に関する情報資産	健康福祉局保健医療政策部 生活衛生課長
動物取扱業	動物取扱業に関する情報資産	
環境衛生	環境衛生に関する情報資産	
食品衛生	食品衛生に関する情報資産	
衛生検査	衛生検査に関する情報資産	健康福祉局健康安全研究所 担当課長〔理化学〕